

基準 3. 教育課程

基準3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分に反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。

教育目的・目標については「大阪音楽大学学則 第1章 総則」の(目的および使命)において以下のように明記している。

大阪音楽大学学則

(目的および使命)

第1条 本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。

専攻科の教育目的については大阪音楽大学音楽専攻科規則において次のように定めている。

第2条 専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする。

また、大学院の教育目的・目標については大学院規則において次のように定めている。

第3条 大学院は広い視野に立って、芸術を修め、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 大学院は教育水準の向上を図り、前項の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の認定、実施体制等については別に定める。

大学、大学専攻科、大学院の全ての教育機関と課程は「優秀な音楽技術、豊かな感性、的確な教育者」を目標に組織されている。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

課程別の教育課程の編成方針は下記の特徴をもっている。

〔音楽学部〕

作曲学科

作曲専攻

創作のための基礎技術の修得と創造性を養うことを軸に、音楽の理論的知識、視野の広さ、また知的な構築力を身に付ける。

音楽学専攻

音楽を知的に学ぶ専攻で、学術的な研究から音楽文化の普及に携わるための実践的なノウハウまで、学生自身が捉えた課題の追求をとおして社会に貢献できる人材を育成する。

声楽学科

発声法、歌唱法の高度な技術の習得と共に、外国語の発音や表現、また、曲の時代背景など表現を支える知的な理解力を深め、演奏者、指導者としての能力を幅広く身に付ける。また、オペラを学ぶための実践的な演習講座も豊富に開講している。

器楽学科

ピアノ専攻

技術面の進展を図ると共に、楽曲の形式、様式、和声構造、フレージングなど演奏に求められるさまざまな知識と感覚を会得し、音楽を多面的に捉える力を養う。

オルガン専攻

楽器の構造と楽器や楽曲の歴史的な理解を深めながら、パイプオルガンの演奏技術、演奏理論を学ぶ。

管楽器専攻

演奏技術の習得と楽曲の演奏解釈上の知的な理解力を養い、同種楽器のアンサンブルや吹奏楽、管弦楽など実践的な演奏をとおして多様な音楽体験を積み重ね、演奏者、指導者としての能力を身に付ける。

弦楽器専攻

演奏技術の習得と幅広い音楽の理解力を養い、弦楽アンサンブルを初め、各種楽器との小アンサンブルや管弦楽などをとおして豊富な演奏経験を積み、演奏者、指導者としての能力を身に付ける。

打楽器専攻

各種の打楽器を総合的に学び、打楽器アンサンブルを初め、あらゆる形のアンサンブルを通じて、様々な要求に応えられる高度な技術の習得と柔軟な音楽感覚を養う。

邦楽専攻

邦楽演奏の優れた技術の修得と西洋音楽にも精通する深い知識を養い、伝統の継承と新たなものを生み出すことを目標とする。

〔音楽専攻科〕

実技に重点を置いた実践的な教育を行い、常に聴衆との接点を考える演奏家を養成する。専攻の枠を超え、専攻科全体が交流する授業も開設している。

〔大学院〕

作曲専攻 作曲研究室

音楽作品の創造と音楽文化を通して、国際社会において広く活躍できる人材の育成を目標とする。

作曲専攻 音楽学研究室

音楽に関する学術的研究を追求し、音楽学の研究者や音楽の理解者として社会に役立つ人材の育成をめざし、研究の基礎知識、方法論などを学ぶ。

声楽専攻 オペラ研究室

オペラ歌手としての専門家の育成を目標とし、修得した歌唱力をさらに磨き、歌唱とともに演技面での表現を研究する。

声楽専攻 歌曲研究室

歌曲芸術のより高度な研究を広い視野で進め、歌曲の演奏に求められる表現、知識、技術など、さまざまな観点から研究を行う。

器楽専攻 ピアノ研究室

ピアノに関する幅広い技術と奥深い学識・見識の修得を目指す。

器楽専攻 管弦打研究室

より高度な技術と深い音楽性を修得できるカリキュラムを組み、研究を行う。学外からの講師による特別レッスンも実施する。

以上のように、音楽学部、音楽専攻科、大学院について教育目標を設定している。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

大学の教育目的・目標に合致したカリキュラムを下記のように構築している。

①専門教育科目

各学科・専攻とも専門教育の中心に個人レッスン形式の実技科目を置いている。また講義・演習を組み合わせ、複数教員による担当やテーマ毎のリレー式授業などを組み合わせた「基礎講座」科目を置き、実技科目との関連性を保っている。専攻分野の深化を図る専門科目については必修科目と選択科目を配置することにより一人一人の学生の志向を重視している。さらに副科実技科目の履修については全員が履修可能で、上級年次においては多様なグレードを用意している。また実技レッスンと基礎講座等一部の科目を除き、各専攻の多くの講義及び演習科目を開放し、学生はみずからの専攻以外の知見や技能を修得する機会がある。

②音楽基礎科目

各学習レベルに応じて取り組む内容が「基礎的なものから高度なものへ」と発展するよう、副科声楽、副科鍵盤楽器、ソルフェージュ、音楽理論、合唱、合奏、指揮等、各専攻共通の音楽的基礎の習熟を目的に体系的に構成されている。学習の基本となる基礎能力を段階的に高めながら、理解が多様な問題に対して学生の自立を促す教育プログラムである。

③教養科目

教養教育科目は一般教育科目、外国語科目、保健体育科目に分けて行われる。一般教育

科目では、配当学年を1～4年としたⅠ群科目と、3～4年としたⅡ群科目に分け、Ⅱ群科目は、より深化した内容の科目を配置している。外国語科目は英・独・仏・伊語を開設し1、2年次において必修科目を修得し、3、4年次には「外国語コミュニケーション」を含めより上級の内容を習得する内容となっている。教材の選択や授業内容において音楽を学ぶ学生の関心や志向を重視している。保健体育では、体育実技に加え今後は舞踏系科目の開設を予定し、準備を進めている。

④教職課程

音楽学部においては高等学校教諭一種及び中学校教諭一種免許状取得を可能とする教職課程を設置している。教職課程については伝統的にその取得希望者が多く、例年半数以上の学生が卒業時に教員免許状を取得し、関西各府県の教員採用試験においても、卒業生を含め合格者の中で高い割合を保っている。

(2) 3-1の自己評価

各専攻の教育目標が定められ、専門教育課程の学科目編成が適切に行われている。各専攻の学生満足度は概ね高いレベルにある。ただ、実技や専門にのみ重点を置く学生もおり、教養科目の重要性が伝わっていない面も見受けられる。音楽専攻科及び大学院の学科目編成は適切に行われている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

現在、社会のニーズに基づく、より実践的な教育活動を行うことを計画している。これによって地域を含めた社会との交流を実現し、学生の社会性の一層の向上を図っていく。教養教育の各学科目の充実を図る一方で、人間力養成に係わる科目群の連携を図った新しいカリキュラムの構築を目指している。現在大学院改革の議論を進めているが、その中で教育研究目標の明確化を図っていく。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 事実の説明（現状）

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

・専門科目の中で「専攻主科目」は「専攻実技科目」（実技レッスン）、と「専攻基礎講座」からなる。専門科目にはさらに「副科実技科目」、演習科目と講義科目からなる必修科目と選択科目がある。専攻によって必修科目と選択科目は異なっている。「音楽基礎科目」は、専攻によって必修となる科目が異なり、専攻に直接関係する科目として「ソルフェージュ」「音楽理論」「副科鍵盤楽器」「西洋音楽史概説」などが学年に応じて開講されている。このほかに、全専攻横断型の共通専門科目としての必修科目と選択科目がある。

・音楽学部の1,2年次を「ジュニア課程」、3,4年次を「シニア課程」と呼んでおり、ジュニア課程からシニア課程に進級する場合には、教育上の観点から、進級基準を定めている。しかしながら4年間の学部教育において学年に応じて音楽の専門教育内容を進化させることが教育方針として最も適合的であるところから「ジュニア課程」において教養科目を中心に履修し、「シニア課程」において専門科目を履修するという方式は採用せず、全学年

に専門教育科目と教養科目を配置する「くさび型」の履修システムを採用している。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

開講する各授業科目はその概要が「学生便覧」に、また具体的な学習教育の内容については「講義概要」にシラバス（学習支援計画書）として明記されている。それぞれの科目の概要については、教育課程編成の方針に従った、各専攻、各教育課程、大学院研究科、大学院各専攻研究室における学習教育目標との整合性が、専攻教育主任、科目教育主任、大学院専攻研究室主任による確認と調整により図られている。また各学科目のシラバスは各科目担当教員が統一した様式に従い記載し、各専攻および共通科目教育主任、教育部長の点検、確認を受けた上で最終確定し、整備している。学生便覧は学生に配付し、シラバスは、学内LANでも公開している。近々、「ホームページ」でも公開を予定し、「運営会議」において検討審議途中である。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間授業予定については、学生便覧に学年暦（入学式、ガイダンス日、集中講義期間・補講日、創立記念日、前・後期試験日、卒業式、授業開始日、授業最終日を記載）として明記している。

図表3-2-1 平成17(2005)年度 行事予定表

入 学 式	4 月 1 日
ガイダンス等	4 月 2 日～4 月 8 日
受 講 登 録	4 月 3 日～4 月 8 日
授 業 開 始	4 月 12 日
集中講義期間	(3 月 30 日)～4 月 2 日
集中講義・補講日	7 月 9 日・11 日・20 日
集中講義・補講期間	9 月 12 日～9 月 30 日
創 立 記 念 日	10 月 15 日
集中講義・補講日	12 月 26 日・27 日・28 日
集中講義・補講日	2006 年 1 月 7 日・10 日
授 業 最 終 日	2006 年 1 月 21 日
前・後期試験	前期：2005 年 7 月 21 日～7 月 26 日 後期：2006 年 2 月 21 日～2 月 26 日 実技試験、一部基礎科目試験は別日程
卒 業 式	2006 年 3 月 25 日

また別冊の行事予定表として、年間学事予定の詳細を記した小冊子「行事予定表」を年度開始前に全教職員、全学生に配付している。大学院の行事予定は大学院学生に配付する「学生便覧」中に年間行事予定、授業期間等を明示している。授業期間は学校教育法および大学設置基準に準拠して学則で定めており、単位認定及び卒業要件の認定は、これに従って行っている。

3-2-④ 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。

- ・現在、履修科目の上限に関する規程はないが、平成 17(2005)年度に「成績評価システム調査プロジェクト」が学長に受講科目数の上限を設けることを考慮すべきとの答申を出し、「成績評価システム整備プロジェクト」においても、現在同じ方向で検討を行っている。
- ・進級要件は「大阪音楽大学履修規程」に定める。進級の決定は年度毎に教授会の議を経て、学長がこれを決定する。科目別の進級基準の概要は、①各年次において各専攻の指定する専攻主科目の単位を修得していること、②1・2年次課程から3・4年次課程への進級基準として、③一定の音楽基礎科目の修得、④一定の外国語科目の修得、⑤1・2年次課程において合計 40 単位以上修得していること、であり、学生の単位修得と進級要件充足状況を具体的な判定資料を基に厳格に判定している。
- ・単位算定基準は大学学則第 34 条に以下のように規定している。

大阪音楽大学学則

(単位算定基準)

- 第 34 条 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする
 - (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする
 - (3) 実験・実習および実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする
 - (4) 個人指導による音楽実技の授業については、5 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (5) 科目において、授業時間外に必要とする学修の量およびその教育効果を測り 1 単位相当の授業時数を別に定めることがある。この場合、演習については 15 時間から 30 時間の範囲の授業をもって 1 単位とし、実験・実習・実技については 30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする
2. 卒業論文・卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修の内容を考慮して、単位を定める。

- ・修業年限と在学期間については大学学則第 9 条、第 10 条、第 11 条に以下のように規定している。

大阪音楽大学学則

(修業年限)

- 第 9 条 本学の修業年限は 4 年とする。ただし、再入学・転入学・編入学した者については、再入学・転入学・編入学した学年の残余の年数を修業年限とする。

(学年)

第 10 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(学期)

第 11 条 学年を分けて次の 2 期の学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

- ・卒業要件については大学学則第 31 条に以下のように規定している。

大阪音楽大学学則

(卒業要件)

第31条 本学に 4 年以上在学し、下記を含む 124 単位以上を修得することを卒業要件とする。

一般教育科目 24 単位以上

外国語科目 8 単位以上

保健体育科目 2 単位以上

専門教育科目 80 単位以上

2. 前項の 124 単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計 8 単位まで含めることができる。

- ・大学院の修了要件については、大学院規則において下記のように定めている。

大学院規則

第 6 章 授業科目・単位及び履修方法

第 14 条 研究科の各専攻授業科目及び単位数は別表 I の通りとする。

2. 履修に関する規定はこれを別に定める。

3. 授業科目は次の 2 種類とする。

(イ)必修科目

(ロ)選択科目

第 15 条 学生は専門教育の必修科目及び選択科目をあわせて 30～38 単位以上修得し、修士作品、修士論文、又は修士演奏の審査を受け、かつ、最終試験を受けるものとする。なお、各専攻・研究室の修得単位数については別に定める履修規程によるものとする。

2. 学生は所属する研究指導教員の指導により研究するものとする。

3. 選択科目の選択にあたっては予め研究指導教員の指導をうけるものとする。ただし、他専攻(他研究室を含む)に属する科目及び大学(学部)開設科目から選択する場合は、その単位数を 8 単位以内に限る。

4. 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、委員会の定めるところにより、10 単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなす

ことができる。

5. 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において修得した単位を、委員会の定めるところにより、10 単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。
6. 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

第 7 章 課程修了の認定

第 16 条 課程修了の認定は、2 年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士作品又は修士演奏の試験及び修士論文の審査に合格した者とする。

2. 科目修了の認定については特に委員会の承認を得た科目については、平常の成績又は報告等により認定することができる。
3. 修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士論文の題目は 1 年以上在学し、必修科目及び選択科目をあわせて第 1 年次で取得すべき単位を修得した者でなければ提出することができない。
4. 前項の修士作品、修士論文、又は修士演奏の審査を受けようとする者は修了年度の指定の期日までに修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士論文の題目を研究科長に届け出なければならない。なお、指定期間内に提出できなかった場合、その年度内の審査は行わないこととする。ただし、特別の事情により提出する事ができなかった者については、委員会の議を経て追提出をすることができる。
5. 特別の事情により試験をうけることができなかった者については、委員会の議を経て追試験を行うことができる。
6. 休学している者が学年の途中で復学したときは、当該学年の試験を受けることができない。ただし、特別の事情がある者は願い出により委員会の議を経て受験させることができる。
7. 教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得し、修士課程修了の認定を受ければ、次の教育職員免許状を取得できる。

中学校教諭専修免許状（音楽）

高等学校教諭専修免許状(音楽)

・音楽専攻科の修了要件については、大阪音楽大学音楽専攻科規則に定めている。第 5 条に「専攻科の修業年限は 1 年とする。」と明記している。修了要件については、音楽専攻科規則 7 条において、「専攻科に 1 年以上在学し、選択科目を含めて 30 単位以上を修得することを修了要件とする。」と明記している。

3-2-⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。

- ・ 学生便覧の教授内容及び試験内容に専門実技の「評価の基準」が明記されており、講義概要に全科目の「成績評価の方法」を明記している。各授業科目の成績は各授業担当教員が学生個々の学習プロセスとその成果を総合的に評価している。具体的な評価方法は、各授業の学習支援計画書(シラバス)に明記されている。科目の成績は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格としている。成績評価が秀、優、良、可の場合、その授業科目について定められた単位が与えられる。
- ・ 単位認定基準については、下記のように学則において明確に定めている。

大阪音楽大学学則

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

- 第 36 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2. 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第 37 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
2. 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第 38 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2. 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
3. 前 2 項により本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学・転入学の場合を除き、合わせて、30 単位を超えないものとする。
4. 入学前の既修得単位認定の基準は別に定める。

3-2-⑥ 教育内容・方法に特色ある工夫がなされているか。

本学は関西で唯一の音楽単科大学である。音楽大学において、専攻実技の教育については個人レッスンによる実技授業中心となっている。つまり、一対一の教育であり、他分野ではあまりない教育方法であろう。このため、非常勤教員を多数必要とすることになる。

ちなみに、単純な計算になるが、在籍学生数を全教員数で除すと、1 教員当たり 3.1 人となる。この個別指導は単に音楽の実技指導だけでなく、楽曲の解釈や、作曲者に関する知識など実技教育以外の様々な指導も含んでいると言えよう。

また、音楽分野で著名な演奏家や研究者を招いて、「公開レッスン」、「特別講義」を開催している。

また、音楽基礎科目のソルフェージュでは「グレード制」を採用しており、学生の能力に応じたクラス編成を採用して、より高い段階を目指す工夫をしている。

作曲専攻では、「作曲作品発表会」が年に 2 回開催され、また、卒業生も含めた「新作品展」もあり、学生同士の刺激の場になっている。

音楽学専攻では、音や音環境の面から様々な芸能や祭事取材のためにフィールドワークへ出かけており、ここでは録音・録画機材を扱う実習を兼ねている。また、音楽博物館や民族音楽研究室と連携することで、これらの施設が所蔵する資料を有効に利用している。

声楽専攻では、学生有志による「Tutti オペラ」が自主的に行われる。「裏方」の仕事までを含めて様々な分野をすべて学生が行って上演することにより、実務的な教育の場となっている。また、「大阪音楽大学学生オペラ」については、オーディションによって選ばれた学生が出演する。

ピアノ専攻では「ザ・コンチェルト・コンサート」、「ピアノ・グランド・コンサート」、「ザ・カレッジ・コンサート」といった演奏会があり、これらもオーディションで選ばれた学生が出演する。

管楽器、弦楽器、打楽器専攻では専攻学生は「定期演奏会」、「吹奏楽演奏会」、「管弦打フェスティバル」、「ストリング・コンサート」などへ出演する。

以上のように、専攻毎に発表の場が多数あり、出演することで貴重な体験をするとともに、学生同士での切磋琢磨が行われている。このような演奏会で、特に、ピアノを専攻する学生には伴奏の依頼が多いことになる。このため、一連の「特別実習科目」を設置しており、単位が認定される。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

通信教育は実施していない。

(2) 3-2の自己評価

専攻指定の科目を含め専門選択科目が多く開講されていることは学生の多様な学習目標に応えるためには望ましいが、選択科目が事実上必修化している事例があり、必修科目と選択科目のバランスを図るといって常に点検することが必要である。

履修科目の上限に関する規程は現在「運営会議」において検討中である。

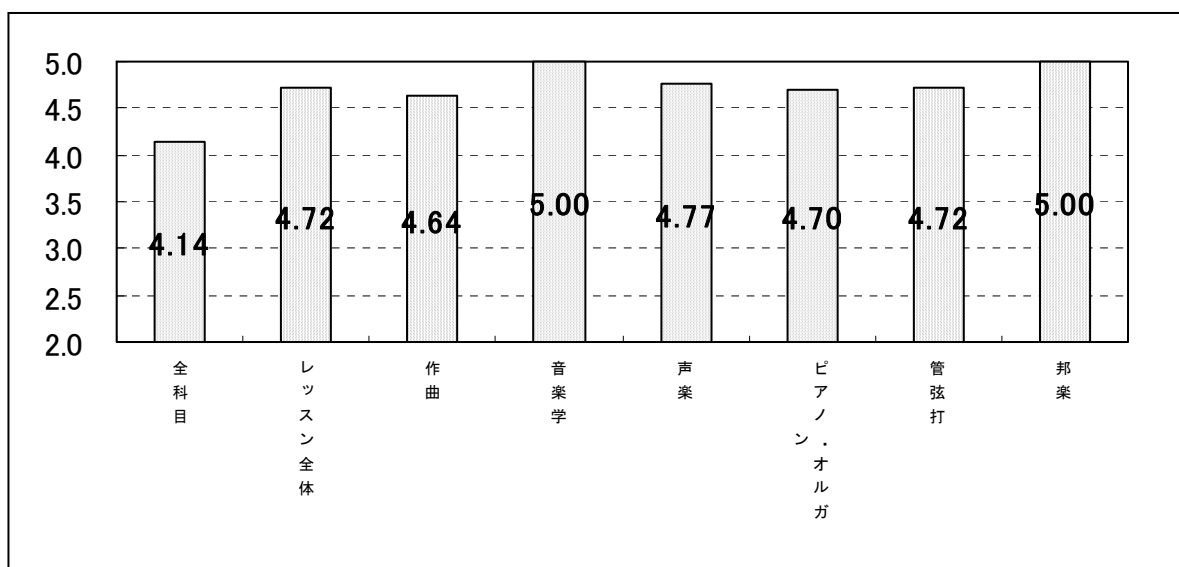
成績評価は、本学が定める指針に基づき適切に実施されている。成績評価結果に異議がある場合の申し立てについて、学期ごとに期間を定めて受け付けを行っており、評価の

厳正化に努めている。既修得単位の認定は「運営会議」および教授会の審議を経て適正に行われている。他大学等において取得した科目の単位認定は「単位認定基準」を定めており、「運営会議」および教授会の審議を経て適正に行われている。

大学院における修士の学位授与は、所定のプロセスに基づき適正に行われている。

音楽大学でのレッスンは非常に重要なポイントであり、多くの学生も良いレッスンを受けることを期待して入学してくる。「図 3-6」は平成 16(2004)年に実施された授業アンケートの結果から、レッスンの満足度を専攻ごとに 5 段階評価（5 は「とても満足」という評価に対応する）での平均値を求めた結果である。なお、この図には、全科目の満足度、レッスン全体の平均値も加えてある。

図表 3-2-2 レッスン科目の満足度



*対象は 1～4 年次学生。回答率は 58.93%（平成 16(2004)年度授業評価アンケートより）

レッスンに対する全体の満足度は、4.72 となっており、全科目の満足度より高い数値を示している。このことから、演奏技術だけでなく、教育指導にも秀でた実技教員の配置が必要であり、現在これが実現できていると考えられる。

（3）3-2の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の設定に関しては、毎年のように、新規の開講科目や廃止科目が議論されており、常に改善を行ってきている。しかし、全体としてみると、選択必修科目が増加してきており、このことは、教室の不足等教育環境との不整合を招くような場合がある。そこで、カリキュラムの再編を行うことが必要になってきており、現在プロジェクトが進行中である。ここで審議されることで、再構築を目指すことになる。

履修科目の上限に関する規程がないことに対しては、成績評価システム整備プロジェクトで議論されており、今後1、2年内には規程に明示することを目途に「運営会議」において研究を重ねている。

また、ピアノ専攻に新しいコースを設置する計画がある。このコースでは、従来からあるコースと異なり、専門実技に特化したものになる。つまり、演奏家を目指す学生を精選

し、演奏家養成を目的とするものである。当コースは平成19(2007)年度開設に向けて準備を進めている。

〔基準3の自己評価〕

・教育課程は学則に明示されている教育目的に基づき、音楽学部、同音楽専攻科および大学院音楽研究科修士課程より構成されているが、いずれの教育課程も作曲・声楽・器楽の3つの専攻分野を持ち系統的な教育研究を可能にしている。

・単位認定基準は学校教育法に基づき学則に定める基準により、講義科目、演習科目、実習科目ごとに単位認定を行っている。「実技レッスン」は個人指導により行っており、専門教育の中核に位置する。学習の成果は「卒業演奏」として発表される。また専門科目の多数は少人数による演習形式により行い、多数の科目において成果発表の演奏会を実施し、学生が多くの実践経験を積むことを可能にしている。

・4年間の教育課程は前半と後半の各2年間に分けられているが、これは学習の進度を学生自ら判断し、卒業要件の充足を行うための分割であり、前半を教養課程、後半を専門課程に分ける教育課程は採用していない。学生は1年次から4年次まで専門科目を系統的・段階的に学習し、同時に教養科目は前半が中心であるが、後半にもより発展的な科目を開講し進路を展望した学習が可能である。このような履修システムを採用しているために、各学年における履修科目数は現実にバランスのとれたものとなっているが、登録科目が多すぎるために十分な学習ができないケースも皆無とは言えない。

・卒業要件・修了要件については明確に定めており、卒業・進級のための教授会審議を通じて基準に基づいた厳格な認定を行っている。また入学前あるいは他大学等における学習成果を「単位認定基準」により単位認定している。

〔基準3の改善・向上方策（将来計画）〕

上記〔基準3の自己評価〕において検討した課題における今後の改善・向上方策として「カリキュラムの再構築」に係わる項目は「音楽基礎の徹底」「一般教育科目や外国語科目を人間形成のための科目として再構築すること」「授業方法の再検討：双方向性を持った授業の導入」「専門科目の充実」などがある。さらに教育研究の広い範囲で教育課程の検討課題を挙げると、①入試制度の徹底的な見直し、②教員の資質の向上(FD)、③大学学科の再編、④海外拠点、提携校の設定、⑤大学院、専攻科の再検討、⑥社会連携の強化、⑦奨学金制度の再編成と充実、⑧生涯学習・リカレント教育への取組み、などがあり、「運営会議」を中心に検討が行われている。